

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三による読替え

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
※ 波線を引いている部分は、読替え規定にかかわらず当該規定を準用する際には当然に読み替えられる部分。 （営業の許可） 第三条（略） 2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、<u>第三十一条の二十二</u>の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。 （許可の基準） 第四条 公安委員会は、<u>第三十一条の二十二</u>の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	（営業の許可） 第三条（略） 2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、<u>前項</u>の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。 （許可の基準） 第四条 公安委員会は、<u>前条第一項</u>の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イ 第四十九条又は第五十条第一項の罪

ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第二百一十四条、第二百五十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫（ほう）助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪

ニ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章の罪

ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

イ 第四十九条又は第五十条第一項の罪

ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第二百一十四条、第二百五十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫（ほう）助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪

ニ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章の罪

ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ヘ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第一百十九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により適用する場合を含む。）の罪

ト 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百九条（同法第八十五条第一項又は第二項に係る部分に限る。）又は第三百条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む。）の罪
チ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条の罪

リ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）の罪

又 船員職業安定法第百十一条の罪

ル 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪

ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条の罪

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ヘ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第一百十九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により適用する場合を含む。）の罪

ト 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百九条（同法第八十五条第一項又は第二項に係る部分に限る。）又は第三百条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む。）の罪
チ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条の罪

リ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）の罪

又 船員職業安定法第百十一条の罪

ル 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪

ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条の罪

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 第三十一条の二十五第一項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第三十一条の二十五第一項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第三十一条の二十三において準用する第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 第三十一条の二十三において準用する前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第三十一条の二十三において準用する第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の第三十一条の二十三において準用する前号の公示の日

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

七の二 第三十一条の二十三において準用する第六号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が特定遊興飲食店営業者の相続人であつて、その法定代理人が第三十一条の二十三において準用する前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 法人でその役員のうちに第三十一条の二十三において準用する第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 公安委員会は、第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしない。

一 営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。

二 営業所が、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にないとき（当該営業所が、旅館

七の二 第六号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 法人でその役員のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしない。

一 営業所の構造又は設備（第四項に規定する遊技機を除く。）第九条、第十条の二第二項第三号、第十二条及び第三十九条第二項第七号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。）。

三 営業所に第三十一条の二十三において準用する第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

3 公安委員会は、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて営んでいた特定遊興飲食店営業の営業所が火災、震災その他その者の責めに帰することができない事由で政令で定めるものにより滅失したために当該特定遊興飲食店営業を廃止した者が、第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域内になく、かつ、ホテル等内適合営業所に該当しない営業所につき、第三十一条の二十二の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第三十一条の二十三において準用する前項第二号の規定にかかわらず、許可をすることができる。

一 当該特定遊興飲食店営業を廃止した日から起算して五年以内にされたものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

3 公安委員会は、前条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて営んでいた風俗営業の営業所が火災、震災その他その者の責めに帰することができない事由で政令で定めるものにより滅失したために当該風俗営業を廃止した者が、当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるものにつき、前条第一項の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、許可をすることができる。

一 当該風俗営業を廃止した日から起算して五年以内にされたものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 当該滅失した営業所の所在地が当該滅失前から第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれておらず、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかったこと。

ロ 当該滅失した営業所の所在地が当該滅失以降に第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかったこと。

三 当該滅失した営業所とおおむね同一の場所にある営業所につきされたものであること。

四 当該滅失した営業所とおおむね等しい面積の営業所につきされたものであること。

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

四 営業所の構造及び設備の概要

五 第三十一条の二十三において準用する第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所

六 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

イ 当該滅失した営業所の所在地が、当該滅失前から前項第二号の地域に含まれていたこと。

ロ 当該滅失した営業所の所在地が、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつたこと。

三 当該滅失した営業所とおおむね同一の場所にある営業所につきされたものであること。

四 当該滅失した営業所とおおむね等しい面積の営業所につきされたものであること。

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

四 営業所の構造及び設備の概要

五 第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所

六 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 公安委員会は、第三十一条の二十二の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三十一条の二十二の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証等の揭示義務)

第六条 特定遊興飲食店営業者は、許可証(第三十一条の二十三において準用する第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者)にあつては、同条第三項の認定証)を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(相続)

第七条 特定遊興飲食店営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該特定遊興飲食店営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた特定遊興飲食店営業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が第三十一条の二十三において準用する前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける

2 公安委員会は、第三条第一項の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三条第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証等の揭示義務)

第六条 風俗営業者は、許可証(第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者)にあつては、同条第三項の認定証)を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(相続)

第七条 風俗営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた風俗営業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける

日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした特定遊興飲食店営業の許可は、その相続人に対してしたもののみなす。

3 第三十一条の二十三において準用する第四条第一項の規定は、第三十一条の二十三において準用する第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

4 第三十一条の二十三において準用する第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る特定遊興飲食店営業者の地位を承継する。

5 第三十一条の二十三において準用する第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

6 第三十一条の二十三において準用する前項に規定する者は、第三十一条の二十三において準用する第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(法人の合併)

第七条の二 特定遊興飲食店営業者たる法人がその合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ合併について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、特定遊興飲食店営業者の地位を承継する。

2 第三十一条の二十三において準用する第四条第一項の規定は、第三十一条の二十三において準用する前項の承認について準用する。

日までは、被相続人に対してした風俗営業の許可は、その相続人に対してしたもののみなす。

3 第四条第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。

5 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

6 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(法人の合併)

第七条の二 風俗営業者たる法人がその合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ合併について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、風俗営業者の地位を承継する。

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けようとする者」

この場合において、同条第一項中「第三十一条の二十二の許可を受けようとする者」とあるのは、「第三十一条の二十三において準用する第七条の二第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 第三十一条の二十三において準用する前条第五項の規定は、第三十一条の二十三において準用する第一項の承認を受けようとした法人について準用する。この場合において、同条第五項中「被相続人」とあるのは、「合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

(法人の分割)

第七条の三 特定遊興飲食店営業者たる法人が分割により特定遊興飲食店営業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、分割により当該特定遊興飲食店営業を承継した法人は、当該特定遊興飲食店営業についての特定遊興飲食店営業者の地位を承継する。

2 第三十一条の二十三において準用する第四条第一項の規定は、第三十一条の二十三において準用する前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十一条の二十二の許可を受けようとする者」とあるのは、「第三十一条の二十三において準用する第七条の三第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 第三十一条の二十三において準用する第七条第五項の規定は、第三十一条の二十三において準用する第一項の承認を受けようとした

とあるのは、「第七条の二第二項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認を受けようとした法人について準用する。この場合において、同条第五項中「被相続人」とあるのは、「合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

(法人の分割)

第七条の三 風俗営業者たる法人が分割により風俗営業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、分割により当該風俗営業を承継した法人は、当該風俗営業についての風俗営業者の地位を承継する。

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第七条の三第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 第七条第五項の規定は、第一項の承認を受けようとした法人について準用する。この場合において、同条第五項中「被相続人」とあ

法人について準用する。この場合において、同条第五項中「被相続人」とあるのは、「分割をした法人」と読み替えるものとする。

(許可の取消し)

第八条 公安委員会は、第三十一条の二十二の許可を受けた者(第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項又は前条第一項の承認を受けた者を含む。第三十一条の二十三において準用する第十一条において同じ。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。
二 第三十一条の二十三において準用する第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 正当な事由がないのに、当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

(構造及び設備の変更等)

第九条 特定遊興飲食店営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。第三十一条の二十三において準用する第五項において同じ。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

2 公安委員会は、第三十一条の二十三において準用する前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第三十一条の二十三において

るのは、「分割をした法人」と読み替えるものとする。

(許可の取消し)

第八条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者(第七条第一項、第七条の二第一項又は前条第一項の承認を受けた者を含む。第三十一条において同じ。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。
二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 正当な事由がないのに、当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

(構造及び設備の変更等)

第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。第五項において同じ。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

2 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準及び第三条第二項の規定により

準用する第四条第二項第一号の技術上の基準及び第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、第三十一条の二十三において準用する前項の承認をしなければならない。

3 特定遊興飲食店営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第三十一条の二十三において準用する第五条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたとき。

二 営業所の構造又は設備につき第三十一条の二十三において準用する第一項の軽微な変更をしたとき。

4 第三十一条の二十三において準用する前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

5 第三十一条の二十三において準用する第一項の規定は、第三十一条の二十三において準用する第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者が営業所の構造又は設備の変更をしようとする場合については、適用しない。この場合において、当該特定遊興飲食店営業者は、当該変更をしたときは、公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣府令で定める添付書類とともに提出しなければならない。

（許可証の返納等）

公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたとき。

二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。

4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

5 第一項の規定は、第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者が営業所の構造又は設備の変更をしようとする場合については、適用しない。この場合において、当該風俗営業者は、当該変更をしたときは、公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣府令で定める添付書類とともに提出しなければならない。

（許可証の返納等）

第十條 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一 特定遊興飲食店営業を廃止したとき（当該特定遊興飲食店営業につき第三十一条の二十三において準用する第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）。

二 許可が取り消されたとき。

三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 第三十一条の二十三において準用する前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合（相続人が第三十一条の二十三において準用する第七条第一項の承認の申請をしなかつた場合に限る。） 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合（その消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人につき第三十一条の二十三において準用する第七条の二第一項の承認がされなかつた場合に限る。） 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

第十條 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一 風俗営業を廃止したとき（当該風俗営業につき第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）。

二 許可が取り消されたとき。

三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合（相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつた場合に限る。） 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合（その消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人につき第七条の二第一項の承認がされなかつた場合に限る。） 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(特例特定遊興飲食店営業者の認定)

第十条の二 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する特定遊興飲食店営業者を、その申請により、第三十一条の二十三において準用する第六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例を設けるべき特定遊興飲食店営業者として認定することができる。

一 当該特定遊興飲食店営業の許可(第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項の承認を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業にあつては、当該承認)を受けてから十年以上経過していること。

二 過去十年以内にこの法律に基づく処分(指示を含む。以下同じ。)を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

三 第三十一条の二十三において準用する前二号に掲げるもののほか、当該特定遊興飲食店営業に関し法令及びこの法律に基づく条例の遵守の状況が優良な者として国家公安委員会規則で定める基準に適合する者であること。

2 第三十一条の二十三において準用する前項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならぬ。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 営業所の構造及び設備の概要

(特例風俗営業者の認定)

第十条の二 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する風俗営業者を、その申請により、第六条及び第九条第一項の規定の適用につき特例を設けるべき風俗営業者として認定することができる。

一 当該風俗営業の許可(第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項の承認を受けて営んでいる風俗営業にあつては、当該承認)を受けてから十年以上経過していること。

二 過去十年以内にこの法律に基づく処分(指示を含む。以下同じ。)を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、当該風俗営業に関し法令及びこの法律に基づく条例の遵守の状況が優良な者として国家公安委員会規則で定める基準に適合する者であること。

2 前項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 営業所の構造及び設備の概要

3 公安委員会は、<u>第三十一条の二十三</u>において準用する<u>第一項</u>の認定をしたときは、<u>国家公安委員会規則</u>で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。	3 公安委員会は、<u>第一項</u>の認定をしたときは、<u>国家公安委員会規則</u>で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。
4 公安委員会は、<u>第三十一条の二十三</u>において準用する<u>第一項</u>の認定をしないときは、<u>国家公安委員会規則</u>で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。	4 公安委員会は、<u>第一項</u>の認定をしないときは、<u>国家公安委員会規則</u>で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。
5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。	5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。
6 公安委員会は、<u>第三十一条の二十三</u>において準用する<u>第一項</u>の認定を受けた者につき次の各号のいずれかに該当する事由があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。	6 公安委員会は、<u>第一項</u>の認定を受けた者につき次の各号のいずれかに該当する事由があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。
一 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したこと。	一 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したこと。
二 当該<u>特定遊興飲食店営業</u>の許可が取り消されたこと。	二 当該<u>風俗営業</u>の許可が取り消されたこと。
三 この法律に基づく処分を受けたこと。	三 この法律に基づく処分を受けたこと。
四 <u>第三十一条の二十三</u>において準用する<u>第一項第三号</u>に該当しなくなつたこと。	四 <u>第一項第三号</u>に該当しなくなつたこと。
7 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（<u>第三号</u>の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）を公安委員会に返納しなければならない。	7 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（<u>第三号</u>の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）を公安委員会に返納しなければならない。
一 当該<u>特定遊興飲食店営業</u>を廃止したとき。	一 当該<u>風俗営業</u>を廃止したとき。
二 認定が取り消されたとき。	二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

8 第三十一条の二十三において準用する前項第一号の規定による認定証の返納があつたときは、認定は、その効力を失う。

9 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(名義貸しの禁止)

第十一条 第三十一条の二十二の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に特定遊興飲食店営業を営ませてはならない。

(構造及び設備の維持)

第十二条 特定遊興飲食店営業者は、営業所の構造及び設備を、第三十一条の二十三において準用する第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(営業時間の制限等)

第十三条 (略)

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

8 前項第一号の規定による認定証の返納があつたときは、認定は、その効力を失う。

9 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(名義貸しの禁止)

第十一条 第三条第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。

(構造及び設備の維持)

第十二条 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(営業時間の制限等)

第十三条 (略)

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定

を定めて、特定遊興飲食店営業の営業時間を制限することができる。

3 特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

(照度の規制)

第十四条 特定遊興飲食店営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を、国家公安委員会規則で定める数値以下としてその深夜における営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第十五条 特定遊興飲食店営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その深夜における営業を営まなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 特定遊興飲食店営業者は、国家公安委員会規則で定めると

めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

(照度の規制)

第十四条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を、風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その営業を営まなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより

ころにより、午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が、その営業所に立ち入つてはならない旨を営業所の入口に表示しなければならない。

（接客従業者に対する拘束的行為の規制）

第十八条の二 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で客に接する業務に従事する者（以下「接客従業者」という。）に対し、接客従業者でなくなった場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）その他の法令の規定によりその全部又は一部が無効とされるものを含む。以下同じ。）を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させた接客従業者の旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号の旅券、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を保管し、又は第三者に保管させること。

2 特定遊興飲食店営業者は、接客業務受託営業を営む者が当該接客

、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二條第二項の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容））を営業所の入口に表示しなければならない。

（接客従業者に対する拘束的行為の規制）

第十八条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で客に接する業務に従事する者（以下「接客従業者」という。）に対し、接客従業者でなくなった場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）その他の法令の規定によりその全部又は一部が無効とされるものを含む。以下同じ。）を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させた接客従業者の旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号の旅券、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を保管し、又は第三者に保管させること。

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、接客業務受託営業を営む者

業務受託営業に關し第三十五条の三の規定に違反する行為又は売春防止法第九条、第十条若しくは第十二条の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつてゐるものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

(条例への委任)

第二十一条 第三十一条の二十三において準用する第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条及び第十八条の二に定めるもののほか、都道府県は、条例により、特定遊興飲食店営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

(禁止行為等)

第二十二条 特定遊興飲食店営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業(深夜における営業に限る。)に關し客引きをすること。

二 当該営業(深夜における営業に限る。)に關し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

四 営業所で午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

五 午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の

が当該接客業務受託営業に關し第三十五条の三の規定に違反する行為又は売春防止法第九条、第十条若しくは第十二条の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつてゐるものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

(条例への委任)

第二十一条 第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

(禁止行為等)

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に關し客引きをすること。

二 当該営業に關し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

四 営業所で午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(第二条

者を営業所に客として立ち入らせること（午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く。）。

六 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

（営業所の管理者）

第二十四条 特定遊興飲食店営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三十一条の二十三において準用する第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてもよい。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 未成年者

二 第三十一条の二十三において準用する第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

3 管理者は、当該営業所における業務の実施に関し、特定遊興飲食店営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行うものとする。

4 特定遊興飲食店営業者又はその代理人は、管理者が第三十一条の二十三において準用する前項に規定する業務として行う助言を尊重

第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

（営業所の管理者）

第二十四条 風俗営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてもよい。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 未成年者

二 第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

3 管理者は、当該営業所における業務の実施に関し、風俗営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行うものとする。

4 風俗営業者又はその代理人は、管理者が前項に規定する業務として行う助言を尊重しなければならない。風俗営業者の使用人その他の

しなければならず、特定遊興飲食店営業者の使用人その他の従業者は、管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

5 公安委員会は、管理者が第三十一条の二十三において準用する第二項第二号に該当すると認めたとき、又はその者がその職務に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めたときは、特定遊興飲食店営業者に対し、当該管理者の解任を勧告することができる。

6 公安委員会は、第三十一条の二十三において準用する第三項に規定する管理者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、管理者に対する講習を行うことができる。

7 特定遊興飲食店営業者は、公安委員会からその選任に係る管理者について第三十一条の二十三において準用する前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。

従業者は、管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当すると認めたとき、又はその者がその職務に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めたときは、風俗営業者に対し、当該管理者の解任を勧告することができる。

6 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、管理者に対する講習を行うことができる。

7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係る管理者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。